

富 運 輸 第 3 1 6 号
令 和 8 年 9 月 2 5 日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

富山運輸支局長
(公 印 省 略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分時に付加する遊休車両に係る稼働実績報告書等の提出について」等の一部改正について

下記の通達について、北陸信越運輸局長より別添のとおり通知があったため、了知願います。

記

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分時に付加する遊休車両に係る稼働実績報告書等の提出について
2. 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分時に付加する遊休車両に係る取扱いについて

北信交監第 8 5 号
令和 8 年 9 月 8 日

管内運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分時に付加する
遊休車両に係る稼働実績報告書等の提出について

今般、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 30 日付け公示第 54 号）、及び「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び処分期間の配分について」（令和 8 年 7 月 30 日付け公示第 38 号）に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する処分車両には、遊休車両を加えることとしている。遊休車両数算出にあたり監査実施営業所の稼働実績等が必要になるため、自動車等の使用停止処分に該当する違反事実が確認された場合は、道路運送法第 94 条第 1 項に基づく旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 3 条の規定により、下記のとおり報告を求めることとしたので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係者等に対し周知徹底を図られたい。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分時に付加する遊休車両の使用停止処分に係る稼働実績報告書等の提出について」（平成 22 年 3 月 30 日付け北信交監第 256 号）は、令和 8 年 9 月 8 日限り、廃止する。

記

1. 遊休車両台数の算定に要する報告書の様式

- ・稼働実績報告書（別紙様式）
- ・稼働実績明細表（報告様式例）

なお、稼働実績報告書及び稼働実績明細表（以下「報告書等」という。）の裏付けとなる書類については、必要に応じて求める場合がある。

2. 報告期限

報告書等の提出期限は、監査日から 1 か月以内とする。

3. 遊休車両台数の算定に要する実働率の調査方法

(1) 調査期間は、連続する3か月であって、監査日の前日を終期とする。

ただし、実働率の調査日は原則として、土曜日、日曜日、祝日及び事業者の全休日（以下「土曜日等」という。）を除く。

なお、事業者の運行状況において土曜日等の実働率が高い場合は、全ての稼働日の実績を調査する。

(2) 実在車両数算出にあたっては、調査該当日現在保有しているタクシー車両数を計上し、積算する。

(3) 実働車両数算出にあたっては、当日稼働しなかった次の車両についても稼働数に含めるものとする。

① 事故車両や故障車両、車検中の車両、その他稼働が不可能な車両（以下「事故車両等」という。）。

ただし、事故車両等であっても自動車検査証の有効期間が満了している車両は実働車両数に算入しない。

② 特定大型車（「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成14年7月1日付け公示第14号）3の区分による。）。

③ 患者輸送車等の一般需要に応えられないタクシー車両。

北信交監第 8 6 号
令和 8 年 9 月 8 日

管内運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分時に付加する
遊休車両に係る取扱いについて

今般、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 30 日付け公示第 54 号）、及び「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び処分期間の配分について」（令和 8 年 7 月 30 日付け公示第 38 号）に基づく遊休車両の使用停止処分に係る報告書等の取扱いに関して、令和 8 年 9 月 8 日付け北信交監第 85 号「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分時に付加する遊休車両に係る稼働実績報告書等の提出について」により通知したところであるが、標記に係る内部取扱を下記のとおり定めたので通知する。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分時に付加する遊休車両の使用停止処分に係る取扱いについて」（平成 22 年 3 月 30 日付け北信交監第 256 号の 2）は、令和 8 年 9 月 8 日限り、廃止する。

記

1. 遊休車両台数の算定に要する実働率の調査

自動車等の使用停止処分に該当する違反事実が確認された事案について、事業者に対し次により実働率調査資料の提出を求める。

- ・「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分時に付加する遊休車両の使用停止処分に係る稼働実績報告書等の提出について」（通知例文）
- ・稼働実績報告書（別紙様式）
- ・稼働実績明細表（報告様式例）

なお、稼働実績報告書及び稼働実績明細表（以下「報告書等」という。）の裏付けとなる書類については、必要に応じて求める。

（1）調査期間は、連続する 3 か月であって、監査日の前日を終期とする。

ただし、実働率の調査日は原則として、土曜日、日曜日、祝日及び事業者の全

休日（以下「土曜日等」という。）を除く。

なお、事業者の運行状況において土曜日等の実働率が高い場合は、全ての稼働日の実績を調査する。

- (2) 実在車両数算出にあたっては、調査該当日現在保有しているタクシー車両数を計上し、積算する。
- (3) 実働車両数算出にあたっては、当日稼働しなかった次の車両についても稼働数に含める。
 - ① 事故車両や故障車両、車検中の車両、その他稼働が不可能な車両（以下「故障車両等」という。）。

ただし、故障車両等であっても自動車検査証の有効期間が満了している車両は実働車両とすることはできない。
 - ② 特定大型車（「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成14年7月1日付け公示第14号）3の区分による。）。)
 - ③ 患者輸送車等の一般需要に応えられないタクシー車両。
- (4) 報告書等の提出期限は監査実施日から1か月以内とする。

2. その他

- (1) 報告書等の提出が遅延した場合には、遅延に関して相当の理由を確認する。
- (2) 報告書等の提出を拒否した場合は、道路運送法第94条第1項に基づく報告の指示であって処分対象事案になる旨説明し、一義的には報告書の提出を促すよう指導する。

なお、指導しても更に強硬に拒否する場合は、自動車交通部自動車運送事業安全監理室に報告すること。
- (3) 報告書等を提出した後に事業者から訂正の申告があった場合は、行政処分日前には訂正した報告書等を提出するよう指示し、早急に自動車交通部自動車運送事業安全監理室に報告すること。

なお、行政処分日後については、行政処分結果の変更は不可とする。
- (4) 遊休車両の停止車両数を弁明の機会付与の通知に記載する必要があるため報告書等と処分の進達は同時に行うこと。
- (5) 監査日から行政処分日までに増減車の認可または届出があったときは、増車車両分を遊休車両数に加え、減車が確認された場合は遊休車両数を減じる。

なお、減車の場合は、抹消登録等の減車の事実の確認を要する。
- (6) 遊休車両の使用停止処分中に事業者より減車や他の車両に変更したい旨の申し出があった場合は、自動車登録番号標等の管理の安全性、確実な処分を確保するため不可とする。

稼働実績報告書

北陸信越運輸局 富山運輸支局長 あて

住 所

事業者名

代表者名(役職及び氏名)

担当者(役職及び氏名)

(連絡先電話番号)

令和 年 月 日の 営業所の監査に伴う遊休車両に係る稼働実績を次のとおり
提出します。

$$\begin{array}{c} \text{監査日における} \\ \text{保有車両数} \end{array} \times \begin{array}{c} (1 - \text{実働率}) \\ (1 - \text{ }) \end{array} = \begin{array}{c} \text{遊休車両数} \\ \text{ } \end{array}$$

小数点以下切り捨て

	延実在車両数	延実働車両数	実働率
3月前			
2月前			
1月前			
合 計			

※実働率は小数点第3位以下切り上げ

注意事項

- 稼働実績明細表により算出した延実在車両数及び延実働車両数を転記する。
- 実働率の算出は以下により求め、小数点第3位を切り上げること。
$$\text{延実働車両数} \div \text{延実在車両数} = \text{実働率}$$
- 提出期限は、監査日から1か月以内とする。

(※報告書の提出は、道路運送法第94条第1項に基づき指示するものです。)

(報告様式例)

稼働実績明細表

月 日 ~ 月 日

(1月間)

[illegible]

※ 調査期間は、監査日前の連続する3か月。土曜日、日曜日、祝日及び事業者の全休日を除く場合は調査対象の3か月間全てにおいて除くこと。

※1 実在車両数欄は、当日現在保有しているタクシー車両数(事故車両等も含む)。

※2 ①実働車両欄は、当日稼働した一般タクシー車両数(大型車・普通車)

※3 ②事故車両等欄は、事故・故障・車検等により当日稼働できなかった車両数(大型車・普通車)。
ただし、自動車検査証の有効期限が満了している車両を除く。

※4 ③特定大型車等欄は、特定大型車・患者輸送車等の一般需要に応えられないタクシー車両数。